# 利用者数の多い国立公園(上位10公園)

順位	公 園 名	平成16年利用者数 (千人)	国立公園全体に占める 利用者数の割合 (%)	平成15年 順 位
1	富士箱根伊豆	102,041	28.4	1
2	瀬戸内海	38,191	10.8	
3	上信越高原	28,993	8.0	3
4	阿蘇くじゅう	22,894	6.8	4
5	日光	19,436	5.6	5
6	秩父多摩甲斐	14,820	4.1	6
7	霧島屋久	12,154	3.7	8
8	支笏洞爺	11,546	3.3	7
9	伊勢志摩	10,173	3.1	10
10	中部山岳	10,123	2.9	9
	上位10国立公園の合計	270,371	77.0	
	28国立公園全体の合計	351,350	100.0	

# 瀬戸内海国立公園の基礎データ(平成16年末)

				特別地均	或						
総面積	_特別_ 。	%	第1種	第2種	<del>あっ</del> 種 特別地	第1~3種	%	計	%	普通地域	%
	保護地区	/0	特別地域	特別地域	は	小計	70				
66,934	953 1.	4	4,700	31,034	7,519	43,253	64.6	44,206	66.0	22,728	34.0

施
策
の
概
要

N o				20			No(再掲)					
該当箇所番号	3	-	2	-	2	-	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-	
施策	名		景観法	にもと	づく施気	ŧ						
担当部	担当部局都市·地域整備局都市計画課											

## (景観法の概要)

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等を行う。

#### 具体的な措置内容

- | (1)良好な景観の形成に関し、国として基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明ら | かにする
  - (2)行為規制について以下の項目を設定
    - ア 良好な景観の基本となる、景観計画の策定とその区域の指定
    - イ 棚田の保全や耕作放棄地対策のための景観農振計画
  - ウ 自然公園区域における良好な景観の形成のための自然公園法の特例
  - エ より厳しい規制を定める景観地区の決定
  - オ 全員同意でソフトも含めた規制をする景観協定
  - カ ランドマークとなる建物等の外観を保存する景観重要建造物
  - (3)公共施設の特例として、景観重要公共施設や電線共同溝法の特例
  - (4)支援の仕組み
    - ア 景観整備機構による景観重要建造物の管理や土地の取得の支援
  - イ 景観地区や景観重要建造物についての建築基準法の規制緩和

#### |景観地区の制度を活用した自然景観などの維持・保全等

- (1)倉敷市においては、伝統的建造物群及びこれと一体となってその価値を形成している文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区と、倉敷市固有の建造物等が周囲の自然的環境と一体をなして歴史的景観を保持するための倉敷市独自の伝統美観保存地区をあわせて、伝統美観の保存、整備することを目的とした地域について、都市計画に1地区、約21へクタールの景観地区を定めている。(旧美観地区を都市計画法改正後、景観地区と見なしたもの)
- (2)京都市においては、京都御所や二条城、東西本願寺、東寺など、まちなかに点在する世界遺産を始めとした歴史的 資産周辺の地域、東山への眺望の前景となり歴史的資産を豊富に備えた鴨川から東の地域、西陣や伏見などの伝統産 業の集積により特徴的な町並みが広がる地域等において、市街地の景観の維持を図るため、都市計画に10地区、約 1.956へクタールの景観地区を定めている。(旧美観地区を都市計画法改正後、景観地区と見なしたもの)

内海関係地域での実施事例

戸

進捗状況を示す															
項目1	瀬戸内	习海沿岸	言におけ	ける景観	見地区の	D指定制	犬況		単位	地区	対象	地域	瀬戸法	<b>:</b> 対象均	也域
年度	H16														
十反	11														
項目2									単位		対象	地域			
年度															
十反															
項目3									単位		対象	地域			
年度															
十反															

瀬戸

内

海

関

係

地

域

で

の

実施事

例

Νo				21			No(再掲)				53			
該当箇所番号	3	-	2	-	2	-	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	7	-		-	
施策名 森林·林業基本計画の概要(森林						の概要(森林	・林業施策の取組	紹介	)					
担当部	農林水産省林野庁森林整備部研究·保全課													

1)森林·林業基本計画(以下「基本計画」という。)は、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展 により国民生活の安定向上等を図るため森林及び林業に関する施策の基本理念等を定めることを規定された森林・林業 基本法が平成13年7月に施行されたことにより、法第11条に基づき森林及び林業に関する施策の基本的な方針等の具 体的な事項を定めるために政府が策定したものである。

現行の基本計画は平成13年10月に閣議決定されたものである。

2)基本計画の主な計画内容は次のとおりである。 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3)これらに掲げる目標等の達成を図るため、積極的な間伐の推進等による多様で健全な森林の整備・保全の推進を 図っているところである。
- 4)なお、基本計画については社会情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ概ね5年ごとに変更するとされていることから、平成18年中の変更を目途に見直しの検討を行っているところである。

#### 1.松〈い虫防除対策の取組事例

大分県杵築市の奈多海岸にある松林は風害や潮害を防ぐ目的で江戸時代に造成された面積8ha、延長1,500m、帯幅約50m、林齢100~350年生の松林で、日本の白砂青松百選の一つに選ばれている。

松〈い虫被害は昭和40年代後半より発生し、昭和50年代には被害がピークに達した。その後、被害は減少傾向にあったが、気象条件等の影響から平成13年度に再び被害量が増加し、平成14年度の被害量は290m³となった。

このため県、杵築市、地元住民、森林組合では、

- ・地上散布や空中散布の実施
- ・被害木の焼却(特別伐倒駆除)による駆除の徹底
- ・周辺松林の被害木の駆除
- ・周辺環境への影響に配慮し、樹幹注入を実施
- ・地元住民、奈多宮総代による防除活動の推進(被害の巡視など)
- ・ボランティアや地元の小学生による抵抗性松の植栽

などによる総合的な防除対策を実施した結果、平成16年度被害量は60m<sup>3</sup>、17年度見込みは25m<sup>3</sup>と大幅に減少している。

# 2. 国有林における森林景観の保全の取組事例

広島県宮島町宮島の国有林は、世界文化遺産「厳島神社」の緩衝地帯である。近年、薪・柴の採取が行われなくなったことやマツくい虫被害、山火事被害等により、シダ等が繁茂するなど植生が変化しつつあり、樹木の更新に支障が出て、まばらな林になったり、森林景観が損なわれたりすること等が懸念されている。このため、森林景観の維持・回復手法の調査・検討に取り組むとともに、枯損木の除去等を実施している。

項目1	森林整	整備(間·	伐)のほ	尾施面和	責			単位	于ha	対象	地域	瀬戸内	海関係	系府県記
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16								
十反	63	85	80	87	87	69								
項目2	松くい	虫被害	の推移					単位	千㎡	対象	地域	瀬戸内	海関係	系府県記
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16								
十反	273	306	316	302	223	191								
項目3								単位		対象	地域			
年度														
十反														

# 1.松(い虫防除対策の取組事例

# 奈多海岸の松林



平成14年度被害状況



地元による抵抗性松植樹活動



場所:大分県杵築市

# 2. 国有林における森林景観の保全の取組事例

シダ類が繁茂して更新がうま〈いって いない様子



世界文化遺産「厳島神社」の緩衝帯となっている宮島国有林の遠景



場所:広島県佐伯郡宮島町 宮島国有林

瀬	

内海関係地域での実施事例

N 0				22			No(再掲)					
該当箇所番号	3	-	2	-	2	-	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-	
施策名 森林法に基づ〈保安林および林地							也開発許可制度の	概要				
担当部局農林水産省林野庁森林整備部治							山課					

## 1)保安林制度

保安林制度は、森林法に基づき水源のかん養、災害の防備等森林の有する公益的機能上重要な森林を農林水産大臣 又は都道府県知事が保安林に指定し、その保全を図るものである。

保安林については、開発行為に伴う保安林以外への転用は厳しく規制されている。また、保安林内における立木の伐採及び土地の形質の変更等の行為については、都道府県知事の許可制であり、保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼす場合は許可されない。

# 施策の概

要

# 2)林地開発許可制度

林地開発許可制度は、森林において開発行為を行う場合に、一定規模を超える開発行為を都道府県知事の許可制とし、開発の対象となる森林の有する公益的機能を阻害しないよう開発行為の適正化を図るものである。

具体的には、地域森林計画対象森林(保安林等を除く。)における1へクタールを超える開発行為については、土砂の流出等の災害の発生、水害の発生、水の確保への著しい支障又は環境の著しい悪化のおそれがある場合に、許可されない。

# 保安林に指定され、保全されている例



土砂流出防備・保健保安林(兵庫県神戸市)



魚つき保安林(兵庫県淡路市)

進捗状況を示													
項目1	保安林の実施	面積の推移(:	全国)				単位	万ha	対象	地域			
年度	H12 H13 893 905	H14 H15	H16 9 1133										
	•		•	•			•				•	•	
項目2	林地開発許可能	制度により許可る	たは連絡	8調整され	<b>れた開発</b>	行為の推	移(全国)	単位	件	対象	地域		
年度	H12 H13 945 877	H14 H15	H16 6 608										
項目3								単位		対象	地域		
年度													